



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 新家工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤 保
(コード番号：7305 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 一澤 俊作
管 理 本 部 長
(TEL 06-6253-0221)

単元株式数の変更および株式併合ならびにこれらに伴う 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月28日開催予定の第153期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

I. 単元株式数の変更

1. 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

2. 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款の一部変更は、下記Ⅱ.に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

II. 株式併合

1. 併合の目的

上記 I. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準とし、現在の投資単位の水準が維持できるよう、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

2. 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 16,000,000 株（併合前:160,000,000 株）
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	60,453,268 株
併合により減少する株式の数	54,407,942 株
株式併合後の発行済株式総数	6,045,326 株

（注）「併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	265 名 (7.18 %)	472 株 (0.00 %)
10 株以上	3,427 名 (92.82 %)	60,452,796 株 (100.00 %)
合計	3,692 名 (100.00 %)	60,453,268 株 (100.00 %)

本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 265 名（その所有株式の合計は 472 株。平成 29 年 3 月 31 日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします。

3. 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

III. 定款の一部変更

当社の定款は、上記Ⅱ. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 6 千万株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1</u> <u>千 6 百万株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。

IV. 主要日程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日 (予定)	第 153 期定時株主総会
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更および株式併合ならびに定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 12 月 初旬 (予定)	端数処分代金の支払開始

(参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年 9 月 27 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位 (併合後の 100 株) にて行われることとなります。

(添付資料)

単元株式数の変更及び株式併合についての Q&A

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合についての Q&A（株主向け）

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか

A3. 全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、平成 30 年 10 月 1 日を期限として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか

A4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有の株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数が発生する場合には切捨てとさせていただきます。）となります。また、効力発生後の議決権個数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

株式併合および単元株式数変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	10,000 株	10 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,033 株	1 個	103 株	1 個	0.3 株
例③	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例④	109 株	なし	10 株	なし	0.9 株
例⑤	2 株	なし	なし	なし	0.2 株

- ・株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数株式が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の代金は平成29年12月上旬頃にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

- A5. 株式併合前に「単元未満株式の買取り・買増し請求」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか

- A6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はございません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は10分の1となりますが、1株あたりの純資産額は10倍となります。また、理論上の1株あたりの株価は併合前の10倍となります。

Q7. 株式併合後に受取る配当金はどうなりますか

- A7. 株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合後の株式数をもとに1株あたりの配当金を設定させていただく予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A8. 特段のお手続きは必要ございませんが、株式併合前に「単元未満株式の買取り請求」制度をご利用いただく場合は、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話番号：0120-094-777

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以上